

京都市上京区災害ボランティアセンター設置に関する協定書

京都市上京区役所（以下「甲」という。）と学校法人同志社（以下「乙」という。）は、京都市上京区災害ボランティアセンター（以下「区災害ボランティアセンター」という。）を設置するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合、上京区内におけるボランティア活動を推進し、被災住民へのきめ細かな支援並びに被災地の迅速な復旧及び復興に寄与するために、区災害ボランティアセンターの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、豪雨、洪水その他の異常な自然現象より生じる被害をいう。
- (2) 区災害ボランティアセンター 災害時に区内のボランティア活動の調整等を行うために、京都市地域防災計画に基づき設置される機関をいう。

（設置要請）

第3条 甲は、災害の発生に伴い多数のボランティアによる支援の必要が見込まれる場合、乙に対し、区災害ボランティアセンターを設置するための施設の提供を要請する。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、文書又は口頭により行う。この場合、口頭により要請したときは、後日、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 設置期間の見込み
- (2) その他参考となる事項

（設置場所）

第4条 第3条に掲げる区災害ボランティアセンターは、寒梅館及びグラウンド（烏丸今出川上）内に設置する。ただし、甲乙協議のうえ、設置場所を他の適当な場所に変更することができる。

（管理）

第5条 区災害ボランティアセンターの管理は甲と乙が協力して行う。

（閉鎖）

第6条 区災害ボランティアセンターの閉鎖が決定された場合は、甲は、速やかに設置場所を整理し、原状復帰に努める。

（費用負担）

第7条 区災害ボランティアセンターの設置により破損した乙の施設、設備、器具の修理費は甲が負担する。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は協定成立の日から1年間とする。ただし、期間満了日までに甲乙に特段の意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年3月3日

甲 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町289番地
京都市上京区長 北 條 和 仁

乙 京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601
学校法人同志社 理事長 野 本 真 也